

処 分 基 準

令和8年4月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第11条第6項
処 分 の 概 要：猟銃等射撃指導員の許可の取消し
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第5号の2（許可）、同第11条第6項（許可の取消し）、同第30条（権限の委任） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第46条（権限の委任）
処 分 基 準： 年少射撃資格者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第5号の2の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係る空気銃を所持したとき、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先： 北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係（電話011-251-0110） 各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備 考：